

水道基本料金の2か月間全額免除について

家計への負担軽減を図るため、物価高騰に伴う支援策として、6月検針から7月検針までの2か月間、水道料金のうち基本料金を全額免除しました。（下水道使用料の免除はありません。）

【対象者】

江南市水道事業より水道の供給を受けるすべての給水契約者（官公署用を除く）

【内容】

水道料金の基本料金を全額免除します。免除額はメーター口径により異なります。（税込）

基本料金	1か月間分	2か月間分
13 ミリ	726 円	1,452 円
20 ミリ	924 円	1,848 円
25 ミリ	1,320 円	2,640 円
40 ミリ	2,640 円	5,280 円
50 ミリ	3,960 円	7,920 円
75 ミリ	6,600 円	13,200 円
100 ミリ	13,200 円	26,400 円
150 ミリ	39,600 円	79,200 円

【対象期間】

全2か月間

偶数検針の地区	令和7年6月検針（7月請求分）
奇数検針の地区	令和7年7月検針（8月請求分）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
偶数月 定期検針		検針		検針		検針	
		△基本料金免除					
	旧料金①	新料金②		新料金③			
奇数月 定期検針			検針		検針		検針
		△基本料金免除					
	旧料金①	新料金②		新料金③			

令和7年4月1日より料金改定